

府中市国民健康保険税条例の一部改正について（答申）

府中市国民健康保険運営協議会

1 審議の経過

令和6年9月10日に府中市長から「府中市国民健康保険税条例の一部改正について」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向や他市と比較した府中市の現状を踏まえ、審議を行った。

2 審議の内容

(1) 国民健康保険の状況及び府中市の現状について

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被用者保険等と比較し被保険者の所得水準が低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営の下、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行っている。

平成30年度の制度改正に伴い、共同運営を行っている東京都が策定のうち、令和6年2月に改定した、東京都国民健康保険運営方針では、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の設定、保険税の徴収、保健事業の展開等により、医療費の適正化に取り組むこととされている。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるために、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減に、計画的・段階的に取り組む必要があるとされている。

そのような中、国においては、国民健康保険財政の安定のため、後期高齢者支援金等分の法定課税限度額を2万円引き上げる、地方税法施行令の一部改正がなされ、令和6年4月1日に施行された。

本市においては、策定した国保財政健全化計画において、2年ごとに保険税率等の改定を行ったうえで、一般会計からの法定外繰入金の解消、いわゆる赤字解消の目標年度を令和24年度としているが、令和5年度決算では、赤字額が拡大している。

(2) 改定案及び審議に際しての意見

事務局から提示があった改定案は、後期高齢者支援金分の課税限度額の2万円増額の改定である。

委員からは、赤字解消が進まない状況の中で、国が改正した法定課税限度額に沿った引き上げは致し方ないとの意見、被保険者はもとより、より広く多くの方に共感や理解をいただけるように、市民周知において、広報の工夫をして欲しいという意見、赤字解消を是正していくうえで、市民に与える影響を小さくし、将来世代に負担が行かないように取り組んで欲しいという意見等があったが、改定については、概ね肯定的であった。

その後、今回出た意見を踏まえて、会長と事務局により答申案を取りまとめることを全会一致で了承した。

今回の審議内容及び会長と事務局の協議により、次の結論に達した。

3 結論

本市は、多摩 26 市内で比較すると、一人当たり所得は平均より高いが、一人当たり保険税額は低く、一人当たり法定外繰入金が高いため、保険税率等の改定を検討する年度ではないが、少しでも赤字削減を進めるために、国が改正した法定課税限度額に基づき、改定案のとおり、後期高齢者支援金分の課税限度額について 2 万円引き上げることが適当である。なお、このことにより、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の課税限度額の合計は 106 万円となる。